

# ●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

海洋汚染防止条約(マルポール条約)の附属書の改正に適確に対応するため、新造船に対する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船に対する二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置に関する手引書の作成の義務付け等の措置を講ずる。また、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化を措置する。

## 海洋汚染防止条約(マルポール条約)附属書VIの改正等

- ▶国際海事機関(IMO)において、国際海運からの二酸化炭素排出量を削減するためのマルポール条約附属書VI(船舶からの排出ガス規制)の改正を採択(平成23年7月)
- ▶マルポール条約の規定により、平成25年1月1日に発効

## 海防法等の改正によるマルポール条約附属書VI改正への対応

### 二酸化炭素放出規制

#### ▶船舶からの二酸化炭素排出量に係る基準の導入

- ・新造船に対する、1トンの貨物を1マイル輸送する際の二酸化炭素排出量の算定及び基準適合要求

#### ▶二酸化炭素の排出削減のための手引書

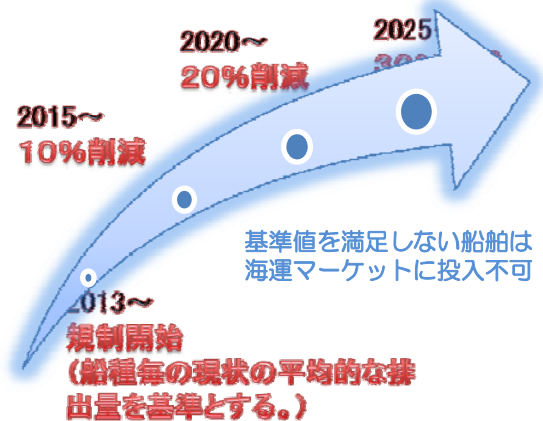
- ・新造船、現存船に対する、二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置を定めた手引書の作成

#### ▶旗国によるチェック・ポートステートコントロール(寄港国による外国船舶の検査)の導入

- ・二酸化炭素放出規制の確実な実施のため、自国籍船に対するチェックと外国船舶に対するポートステートコントロールを導入

### 新造船の二酸化炭素排出量に係る基準

2013年から新造船に二酸化炭素排出量に係る基準への適合を義務付け、基準は段階的に強化



## マルポール条約附属書VI改正の発効日(平成25年1月1日)に改正が間に合わない場合

- ▶国際約束不履行(日本はマルポール条約附属書VIの改正をリードした締約国であるため、条約改正への対応は不可欠。)
- ▶我が国の船舶がポートステートコントロールにより航行停止処分を受けるおそれ

### その他

- ・船舶所有者の利便性の向上のため、関係法律に基づく船舶の航行のための証書の有効期間を一定期間延長可能とすることなどを措置
- ・独立行政法人海上災害防止センターの閣議決定(平成22年12月)を踏まえた民間法人化を措置